

地域に求められる保育士によるソーシャルワーク

The Demands of Social Work on Child Care Workers in the Region

武田 英樹

Hideki Takeda

はじめに

日本は平成 17 年に合計特殊出生率が 1.26 と過去最低を更新した。平成 18 年には合計特殊出生率が 1.32 と 0.06 ポイント上昇し、出生数は 109 万 3000 人と前年比 3 万人増加となったが、少子化が進行していることに大きな変化はない。

そもそも少子化問題は平成元年の「1.57 ショック」によって、社会問題としてクローズアップされたものである。その後、平成 7 年からエンゼルプラン、平成 12 年からは新エンゼルプランと政府は子育て支援策に力を注いできた。しかしながら、出生率低下はとまらなかった。

この状況下において保育所の役割についても、保育所の通園する園児のケアワークだけでなく、保護者、さらには地域の子育て支援を踏まえたソーシャルワークが求められるようになってきた。平成 20 年の保育所保育指針（以下、保育指針）についても、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、保育所の社会的責任の重さを示すものとなっている。この保育指針の内容においてもソーシャルワークの必要性

が明記されている。

この背景には以下のような状況が関係しているといえる。まず、地域における子育て基盤の希薄化によって、地縁・血縁などの自然発生的な相互扶助に頼ることが困難となっている。さらには子育て支援といえども、単純に子育てに関する問題だけではなく、家庭環境や貧困問題、住宅問題、就労問題など様々な問題が複雑に絡み合っている。そして、このような状況において、専門的立場からの支援の必要性が社会的に求められるようになってきた。

本論では以下の視点から、保育士の地域における社会的役割をソーシャルワークの視点から論究する。

- ① 地域における子育て支援の課題は何か。
- ② 日本の少子化施策の展開はどのようなものであったか。
- ③ 保育士の専門職および専門性を構成する要素は何か。
- ④ 保育士に必要なソーシャルワークとはどのようなものなのか。
- ⑤ 保育所保育指針が示すソーシャルワーク

機能とは何か。

I. 地域における子育て支援の課題

まずは地域における子育て支援の課題についてみていきたい。現在の子育て環境における課題として以下の点をあげることができる。

第1に日本の就労形態の問題である。日本における長時間労働、職場優先の風潮は男性の家事や育児に費やす時間を短縮させ、子育ての中心的な担い手は女性に集中している。総務省統計局「労働力調査」によると子育て世代に当たる30歳代や40歳代の男性雇用者のうち就労時間が週60時間以上が20.2%となっており、20歳代男性の13.9%に比較しても高い割合にある¹⁾。「共働き世帯」は平成9年以降、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を上回っているが、年齢階級別でみた労働力率は、依然として子育て期に低下し、その後再び上昇するといったM字型カーブを描いている。女性は子育て期に離職等を余儀なくされている現状がうかがえる。

第2に子育て支援サービスが十分機能していないことである。確かに「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」「子ども・子育て応援プラン」などの少子化および子育て支援施策によって、子育て家庭の環境は整備されつつあるといえる。たしかに平成19年4月1日現在で、保育所数22,848か所、利用者数202万人となっており、保育所の定員も増加した。しかし、都市部を中心とした保育所待機児童は17,926人と依然として多い状況にある。また、厚生労働省「平成17年度女性雇用管理基本調査」によると、育児休業を取得する男性は依然少なく、平成8年の0.16%から平成17年0.50%となっている。女

性は平成8年の44.5%から平成17年の72.3%と取得率の増加がみられる。しかし、保育所は年度替りの時期でなければ、入所が難しいこともあり、女性の子育てと就業が両立できるように施策が機能していると評価するにはまだ課題が多い。

第3にコミュニティの希薄化に伴う子育て家族の孤立化である。近年の家族形態の変容により、核家族化が進み、家族からの子育て支援が受けにくい状況がみられる。これに加え、地域共同体の機能も低下し、子育てに不安を抱える保護者が孤立化する傾向にある。

第4に経済的自立が困難なことである。近年、格差社会という言葉がよく取り上げられるが、若年層の雇用環境は極めて厳しい状況にある。派遣労働による不安定就労、フリーターやニート、ネットカフェ難民など若年層の経済状況は極めて不安定な状況にある。これらは若年層が家庭を築き、子どもを産み育てていくことに大きな不安を抱かせる要因になっている。

さらにこれらの課題が複雑に絡み合っていることが子育て環境を深刻としている。東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」（平成17年12月）によると虐待が行われた家庭の状況として、第1位が「ひとり親家庭」、第2位が「経済的困難」、第3位が「親族、近隣等からの孤立」、第4位が「夫婦間不和」、第5位が「育児疲れ」となっている。注目すべきは家庭の状況として、「経済的困難」「孤立」「ひとり親家庭」「就労の不安定」「育児疲れ」などが重複してみられるということである²⁾。

Ⅱ. 我が国の少子化施策の展開

平成14年9月の「少子化対策プラスワン」では「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」を4本柱に国、地方公共団体、企業などが主体となって総合的な取組の方向性がだされた。これにより、平成15年3月に、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」がまとめられた。これは就労と子育ての両立を視点とした就労促進の視点からではなく、家庭という子育て現場からの視点での施策推進を図るものであった。

さらに平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定された。本法では「日本の急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る」ために、「国による行動計画策定指針ならびに地方公共団体および事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」ことが謳われている。本法では、まず国が「家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びがじっかんされる」ために、「行動計画策定指針」を策定する。続いて、行動計画策定指針に即して、「地域における子育て支援」「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」「子どもを育成する家庭に適した良質な住居及び良質な居住環境の確保」「職業生活と家庭生活との両立の推進」などの内容を盛り込んだ行動計画を策定しなければならないとされた。また一定

規模の企業には行動計画策定指針に即した行動計画の策定が義務付けられた。

また、同年9月には「少子化対策基本法」が施行された。この法律は日本における急速な少子化の進展が、今後の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすとして、この状況に対する公的責任や少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項などを定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした。

そして、施策の基本理念として「少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない」や「少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない」ことなどを規定した。さらには、総合的かつ長期的な少子化に対処するための大綱案を作成するために、少子化社会対策会議を内閣府に設置することとした。

この法律に基づいて、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が策定された。大綱では「3つの視点」、「4つの重点課題」、「重点課題に取り組むための28の行動」が示された。

さらに、平成16年度で終期を迎える新エンゼルプランに代わる新しい計画として「少子化社

会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)が決定された。子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる重点課題に沿って、平成17年度から21年度までの5年計画で、具体的な施策を掲げている。このプランにおいては、過去のエンゼルプラン、新エンゼルプランが保育関係事業中心であったのに比べ、より幅広い取り組みとなっている。さらに、施策の実施を通して、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換の進み具合がわかるように、「目指すべき社会の姿」として概ね10年後を展望においた状況を例示した。

Ⅲ. 保育士という専門職

児童福祉施設で働く福祉従事者の中心的存在となっているのが保育士である。周知のとおり、保育士は平成13年11月の児童福祉法改正により、第18条の4において、「保育士とは、第18条1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と、その位置づけが国家資格として明確化された。これは保育サービス提供の責務とより一層の専門性の向上が求められているのであり、専門職としての位置づけが明確化されたことと捉えることができる。

では、保育士の専門職としての構成要素には何があるのだろうか。専門職については、A.フレックスナー(1915年)は「専門職業の7つの基準」をあげている³⁾。すなわち、①専門職業者の集団に属する人々は、常規的・機械的

*routine-mechanical*なものではなく、知的な過程にたずさわるものであり、またかかる知的な仕事をなす際に、個人的責任を負うのである。②専門的職業集団は、その素材を、科学と学問から引き出し、伝統や、日常のありふれた経験に頼ることをしない。③これらの科学的資料は、実際の目的の達成のために適用される。④それは専門職業集団によって、教育的に他に伝達し得る内容と技術とを発達させる。⑤専門職業は科学的資料の体系と、これに対する批判的、及び分析的文献を発達させる。⑥専門職業者は、相互の団結を図り、階級意識をもって承認された倫理的諸基準の保持、方法の批判、及び社会的並びに専門職業的結社をつくることによって、自己の専門職業的利益の向上をも企画する。⑦専門職業集団は、公共の利害に関する問題によって影響を受けるものであることを自覚する。

以上の基準は現在の専門職の位置づけの確立に大きく貢献しているものであるといえよう。例えば、E.グリーンウッド(1957年)は専門職を構成する要素として以下の5つをあげている⁴⁾。①「理論の体系的実態」として、首尾一貫した体系として組み立てられた知識の蓄積がある。②「専門権威」として、専門分野における優越性の賦与がある。③「コミュニティの承認」として、専門職に賦与される特権の承認、④「規制的な倫理綱領」が明文文化されている。⑤「専門的分化」として、専門職集団内における社会的諸価値、行動規範、専門職業集団の象徴がある。さらに、G.ミラーソン(1964年)は、専門職を構成する要素として、①理論に基づいた技術、②訓練と教育、③テスト、④行動綱領、④福祉的サービスの側面、⑤組織化、をあげて

いる⁵⁾。

日本においては、秋山智久(1988年)がこれらの文献を比較し、社会福祉専門職の条件として、①体系的な理論、②伝達可能な技術、③公共の関心と福祉という目的、④専門職の組織化(専門職団体)、⑤倫理綱領、⑥テストか学歴に基づく社会的承認、をあげている⁶⁾。

これらを総合して保育士としての専門職を構成する要素として、大嶋は①体系的な理論と技術、②体系的な養成課程と現任訓練、③専門職としての組織化、④倫理綱領、⑤テストか学歴による社会的承認、の5つにまとめている⁷⁾。

体系的な理論と技術については、養成カリキュラムにおける教育内容や国家試験の範囲等の中で保育士に必要な理論と技術が整理されている。今後、時代の変化とともに新たな知識・技術に加え、これまでの保育実践に対するエビデンスの明確化を図る中、より一層の体系化が求められる。体系的な養成課程については全国統一の養成カリキュラムにより資格が取得できるようになっており、時代や社会の保育・福祉ニーズの変化に対応して、常に見直しがなされている。現任訓練については現在もその体系化が進められているところである。専門職としての組織化としては、全国保育士会として保育士による職能団体が組織化されている。

倫理綱領については、平成15年3月に全国保育士会倫理綱領を公表している。テストか学歴による社会的承認については保育士試験並びに保育士養成施設についての認知度はそれ程低くない。また、近年4年制大学における保育士養成カリキュラムの導入が進んでおり、学歴による社会的承認が今後より一層高まっていくも

のと考えられる。

また、京極高宣は、職業的専門性の構造について3段ピラミッド型の構造で説明している⁸⁾。一番下の段に基礎知識として専門分野に関連する知識や一般教養をあげ、2段目に専門技術として社会福祉援助技術、施設援助の方法、技術等と専門知識として社会福祉の理論、対象者理解、各種社会福祉制度に関する知識をおき、最上段に倫理として守秘義務・人権擁護・自立援助の視座をあげている。

IV. 保育士とソーシャルワーク

1. 保育士にソーシャルワークが求められる意義

保育士が展開する保育実践の中心はケアワークといえる。乳児保育についていえば、そのほとんどがケアワークといえよう。しかし、前述のとおり、子どもをとりまく環境は変化し、子どもを通しての地域の問題や子どもを通しての家庭の問題が顕在化し、そのしわ寄せが子どもに集中する事態となっている。地域にとって、子育て支援の専門機関として身近な社会資源であるのが保育所であり、身近な子育ての専門職が保育士といえる。このような中、保育士には園児に対するケアワークだけでなく、その保護者や地域の子育て家庭を支援の対象とすることが期待されるようになってきた。ここにはケアワークではなく、「社会福祉サービスと個人をつなぎ合わせたり、調整したり、制度・施策の改善をしたりする活動」、つまり、「個人と社会との関係の改善」を図るソーシャルワークの視点が必要不可欠となった⁹⁾。

近年、複雑多様化するニーズに対応するべく

児童福祉に関連する制度や政策、これに基づく福祉サービスが整備されているといえる。しかし、制度・政策が立案され、それらに基づいたサービスが整備されるに伴い、その内容は複雑化し、市民自身が児童福祉に関する制度・政策を熟知し、適切なサービスを選択することが極めて難しい状況となってきた。そして、この実態は援助対象者の多様化も意味しており、結果として援助者の役割の多様化も求められていることを意味している。

例えば、地域から孤立し、家にこもり子育て不安に苦しんでいる母親に対して「相談に来ないのが悪い」と自己責任論を解いても何の解決にもならない。むしろ SOS を発信できる仕組みを開発し、待ちの姿勢ではなく、保育士がアウトリーチすることにより、福祉ニーズを発見していくことも必要となる。

よって、①生活困難状況にある子育て家庭のニーズを明らかにできる、②具体的な児童福祉に関連する制度、サービス、社会資源を熟知している、③当事者に代わって適切なサービスをマネジメントできる、④必要であれば適切な機関に繋げることができる、といった役割を担う専門職が必要となったのである。保育士は児童福祉に関する身近なソーシャルワーカーとして、これらの役割が求められることになったといえる。

2. 児童と家庭を取り巻くネットワーク

私達が地域社会で安寧な生活を継続できているのは人間関係の繋がりが大きく関与しているといえる。近年、社会問題化している児童虐待や子育て不安などは地域の関係性の希薄化から生じている部分でもある。

このような状況に対して、地域社会との関係を再構築していくための援助が必要である。保育士が専門的援助を展開していくには、生活課題を抱える家庭を適切な社会資源に繋いでいくことが求められる。この時に繋げるべきサービスの選択肢の幅はその保育士と地域の社会資源とのネットワークに大きく左右されることになる。

保育士は一人で子育て家庭の生活問題に関与し、支援するのではない。地域他職種、市民が連携して子育て家庭にサービスを提供していくソーシャル・サポート・ネットワークが必要不可欠な援助技術となっている。これらの展開もソーシャルワークそのものといえよう。

3. ソーシャルワークの視点からみた保育士の機能

繰り返し述べるが、近年の児童福祉ニーズの複雑多様化に伴い、保育士の機能も拡大している。ここでは倉石が掲げる個別援助における6つの機能を参考にソーシャルワークの視点から見た保育士の機能について述べる¹⁰⁾。

第1に側面的援助・支援役割(イネイプラー)の機能である。子育て家庭の保護者自身が問題解決に向けた取り組みを達成できるように側面的に支援する役割である。子育て環境に必要と判断されれば、保護者のニーズを代弁し、社会資源の開発を促進させるなど、子育て家庭の生活環境を改善する役割が求められる。

第2に代弁・弁護機能(アドボケイター)である。子育て家庭の保護者自身の権利、要求、主張を思うように表現できないことでニーズを充足できない人々の声なき声を汲み取りながら、本人に代わって代弁(アドボカシー)していく

役割である。

第3に運営・管理機能（マネジャー）機能である。近年の複雑化する福祉ニーズに応えるべく、多種多様な福祉サービスが整備され、様々なニーズに対応できるようになった一方で、福祉の支援が必要な家庭が自分達にあった福祉サービスを自分で選択し、適切に活用していくことが困難となっている。そういった中、福祉サービスを必要とする人へ適切な福祉サービスが提供されるようにマネジメントする専門的な援助技術としてケアマネジメントが専門的技術として有効といえる。管理的機能については、例えば、管理職にある保育士などが新人保育士に対して保育所がどのような組織であり、どのような役割や機能を持ち、チームの一員としてどのような姿勢で業務にあたるべきかを指導する側面がある。さらに新人保育士が伸び伸びと自己の能力を十分に発揮できるよう、または働きやすいように環境整備する側面がある。

第4に保護機能（ガーディアン）である。緊急介入および強制介入を実施せざるを得ない状況において、援助対象者を保護する機能が求められる。ここでは状況判断能力や客観的情報収集と分析、関係諸機関との交渉技術が必要となる。例えば、児童虐待のケースに関わる場合に児童相談所や福祉事務所との連携の中で児童の利益となる最も適切な方法を考えていく必要がある。強制介入により、児童の一時保護が決定した場合においても、最終目的は家庭復帰であり、継続的な関わりを視野に入れた援助が求められる。

第5に調整機能（ネットワーク）である。子育て家庭の生活と生活環境の調和を図る役割で

ある。一般的に保育士とは保育所で働く専門職であるとイメージされていることが多い。このイメージからすると保育士の援助対象は保育園に通園してくる子どもたちということになる。児童福祉法第24条においても保育所は「保育に欠ける子供」が対象であることが明記されていることから、日中に通園してくる子どもの保育を補完することのみをもって、近年の子育て家庭のニーズに対応しているとはいえない。

さらに今日の地域社会に求められている保育士像はもっと広がりを見せ、その期待は年々高まっている。子どもたちの幸福を実現していくには子どもと保育士の関係だけではなく、保護者と保育士、家族と保育士、地域と保育士といった具合に子どもを取り巻く様々な関係を視野に入れた支援を念頭におかなければならない。保育所や保育士は通園してくる子どもだけのものではなく、公共性の高い地域の社会資源としての活動が求められるのである。

第6に教育機能（エデュケイター）である。子育て家庭の社会的機能を高め、環境への適応能力を促進するために、保護者に必要な情報や生活技能を学習する機会を提供する。教育的機能については、例えば、スーパーバイザーである保育士が虐待に悩む保護者と関わる事を通じて、なぜ虐待してしまうのかといった背後に潜む問題に気づかせ、教育するといった援助があげられる。ただ単に虐待という問題に対する知識や援助方法を教えるというのではなく、保護者との関わりを通して、スーパーバイザーである保育士自身の姿勢や態度、対象者観などを振り返り、自己覚知していく機会になるように教育することがスーパーバイザーには求められる。

V. 保育所保育指針からみるソーシャルワーク

本章では保育指針をソーシャルワークの視点からみていきたい。以下に保育指針においてソーシャルワークの視点が必要と考えられる部分をあげた。

- ・第1章-2(3):「家庭や地域の様々な社会資源との連携」
- ・第1章-2(4):「子どもの保護者に対する保育に関する指導」
- ・第1章-3(3):「子どもと保護者の安定した関係に配慮」
- ・第1章-4(1):「子どもの人権に十分配慮」
- ・第1章-4(2):「地域社会との交流や連携」
- ・第2章-2(2):「保護者との信頼関係を築き」「保護者からの相談に応じ」
- ・第6章-1(1):「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視」
- ・第6章-1(2):「保護者ととも、子どもの成長の喜びを共有」
- ・第6章-1(4):「子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資する」
- ・第6章-1(5):「保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重する」
- ・第6章-1(6):「プライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意」
- ・第6章-1(7):「子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図る」
- ・第6章-2(2):「保護者との相互理解を図る」
- ・第6章-2(3):「子どもの福祉が尊重されるよう努める」
- ・第6章-2(4):「子どもに障害や発達上の課

題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図り」

- ・第6章-2(5):「保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援」
- ・第6章-2(6):「保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し」
- ・第6章-3(1):「子育て等に関する相談や援助の実施」「子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進」「地域の子育て支援に関する情報の提供」
- ・第6章-3(2):「地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図る」
- ・第6章-3(3):「地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組む」

以上のように子ども、保護者、地域を支援対象とし、子どもの健全な育成と人権を守るために密な関係性を構築していかなければならない。また、これらの目的を遂行していく過程においては他機関や他職種との連携も欠かせない。ここでは「相談」「助言」「家族支援」「地域支援」等の様々な場面でソーシャルワークの活用が不可欠となってくる。保育士は育児を中心としたケアワーカーであり、また子どもと子どもを取り巻く社会環境に注目し、子どもとその保護者が自立した生活を送れるよう支援するソーシャルワーカーでもある。

表1 保育所保育指針におけるソーシャルワーク関連部分

<p>第1章-2 保育所の役割</p> <p>(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第十八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。</p>
<p>第1章-3 保育の目標</p> <p>イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p>
<p>第1章-4 保育所の社会的責任</p> <p>(1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>
<p>第2章-2 (2) 乳児保育に関わる配慮事項</p> <p>エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。</p>
<p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第一章（総則）に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。</p>
<p>1 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。</p> <p>(2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。</p> <p>(3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。</p> <p>(4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。</p> <p>(5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。</p> <p>(6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。</p> <p>(7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。</p>
<p>2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援</p> <p>(1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。</p> <p>(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>(3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。</p> <p>(4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>
<p>3 地域における子育て支援</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法第四十八条の三の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。</p> <p>ア 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）</p> <p>(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施</p> <p>(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進</p> <p>(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供</p> <p>イ 一時保育</p> <p>(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。</p> <p>(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>

おわりに

「向こう三軒両隣」という言葉がある。昔は隣組の単位にもなっていた小集団を表したものである。意味としては自分の家の向かい側の3軒と左右の隣家2軒ぐらいの日頃から親しく交際している隣近所のことをいう。「近所付き合い」などはその地域で生活していくうえで大変重要な位置づけにあった。子育てで支援もまた、「もともとは育児の伝承の側面をもちながらも、親や隣近所といった地域の人々のネットワークに支えられて行われていた」¹¹⁾。

しかし、現代の地域においてこの言葉は通用しなくなってしまった。隣近所に誰が住んでいるのか知らない、興味がない、また興味をもってもらいたくないといったことも珍しいことではなくなり、近所付き合いを億劫なものとして捉えている人も少なくないであろう。

子育て支援は、子ども、保護者、家族へのアプローチだけではなく、彼らが生活している地域を含め、時には地域全体を援助の対象とし、時には地域を連携の対象とし、対象者の住む地域を豊かなものとしていかなければ、子どもの育ちを保障する環境は確保されないのである。

少子高齢化が進行する中、公的な福祉サービスは子育て家庭のニーズをカバーできているといえるであろうか。一方、地域社会はどうか。大都市を中心に連帯感、相互扶助の形態は希薄化し、地域の自治会や子ども会のなどは役員のみならず手を探すのに苦労するといった具合である。このような地域社会は子どもが生まれ育つ場としての役割を果たしているといえるだろうか。次世代を育む地域社会を再生することが、地域住民一人ひとりに課せられた使命と

いえる。

保育士は専門的な立場から地域社会の再生に関わる地域福祉を推進する重要な一員なのである。

しかし、課題もある。現在の保育士養成カリキュラムでソーシャルワークの専門性を果たして習得できるのか。さらには現場でソーシャルワークを求められたとして、現段階において、保育所で働く保育士はソーシャルワークについての専門的教育、訓練を十分に受けているわけではない。さらに、「同じ施設内の中で他の専門職の力を借りながら、子どもやその家族を取り巻く生活問題を解決に導くということが非常に難しい環境にある」¹²⁾。子育てに係るニーズの複雑多様化に対応するには「保育士そのものの力量を上げるか、保育所に他の専門職種の配置を義務づけるか」¹³⁾の対策が必要である。

【註】

- 1) 厚生労働省編『平成20年度版厚生労働白書』, 2008年, 60-61頁。
- 2) 「特集子ども格差」『週刊東洋経済』, 2008年5月17日, 39頁。
- 3) 竹内愛二『専門社会事業研究』, 弘文堂, 1959年, 40-41頁。
- 4) E. グリーンウッド著, 高沢武司訳「専門職業の特質」『社会福祉専門職とは何か』, 鉄道弘済会, 1972年, 181-195頁。
- 5) 東京社会福祉協議会「従事者職務の専門性について」『民間社会福祉事業従事者の専門性』1967年, 64頁。
- 6) 秋山智久「社会福祉専門職と準専門職」『明日の福祉⑨福祉マンパワー』, 中央法規出版,

1988年，87-88頁。

- 7) 大嶋恭二「子どもの育ちを保障する 保育士研修の充実による職員資質の向上」全国保育協議会編『保育年報 2007』，全国社会福祉協議会，2007年，18頁。
- 8) 京極高宣「社会福祉の専門性について」『月間福祉』，1987年8月号，全国社会福祉協議会，44頁。
- 9) 石田慎二・倉石哲也・小崎恭弘編著『保育士養成テキスト①社会福祉』，ミネルヴァ書房，2008年，156頁。
- 10) 福祉士養成講座編集委員会編『新版社会

福祉士養成講座 9 社会福祉援助技術 I 第 3 版』，中央法規，2007年，209-211頁。

- 1 1) 野島雅剛「保育者のソーシャルワーク，カウンセリングと家族支援：親のエンパワメント」上田女子短期大学紀要第 28 号，2005年，42頁。
- 1 2) 徳広圭子「指定保育士養成校における『家族援助論』の教授法—社会福祉援助技術の視点から—」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第 38 号，2006年，2頁。
- 1 3) 徳広圭子：前掲 12)。